

1. 件名：「玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の設計及び工事計画認可申請（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に関する面談」

2. 日時：令和5年7月20日（木）10時15分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 担当者2名

九州電力株式会社： 担当者1名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の設計及び工事計画認可申請（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針の変更）について、補足説明資料並びに核セキュリティ及び保障措置への影響に係る説明資料の提出があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、資料の内容について確認する旨を伝えた。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料1 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（特定重大事故等対処施設）】※
- ・ 資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災感知器追設工事（特定重大事故等対処施設）】※
- ・ 資料3 「川内1, 2号機及び玄海3, 4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請書の一部補正」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

※ 資料1及び資料2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上